VI 悪臭

(1)悪臭防止規制の概要

悪臭防止法は、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行うとともに、その他の悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律です。規制地域内のすべての工場・事業場には、特定悪臭物質の濃度又は臭気指数による規制が行われており、事業者は当該地域における規制基準を遵守することとされています。

蒲郡市では、平成20年12月1日より規制方法を、物質濃度規制から、人の臭覚を用いて測定する臭気指数規制に、変更しました。臭気指数規制では、これまでの物質濃度規制では対応が難しいとされる複合臭や未規制の悪臭物質にも対応できる特長をもっています。

悪臭の規制基準には、敷地境界線の規制基準(1号基準)、気体排出口の規制基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)の3つがあります。3つの規制基準の基礎となる敷地境界線の規制基準(1号基準)について、悪臭防止法では、6段階臭気強度表示法による臭気強度(臭気の感覚的な強さ)の2.5から3.5までの範囲に相当する、特定悪臭物質の濃度又は臭気指数が規制基準となっています。

なお、県民の生活環境の保全等に関する条例においては、悪臭物質の排出防止の義務を 定めるとともに、悪臭関係15業種を指定し、これらの事業場には悪臭の状況について毎 年度届出することが義務づけられています。

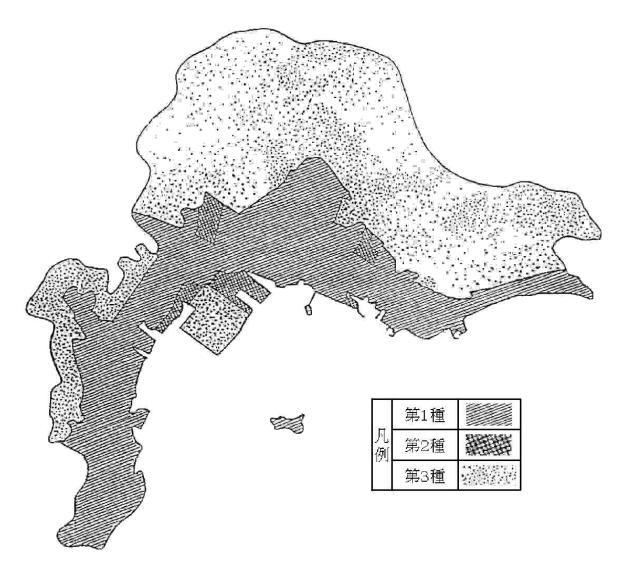
(2) 悪臭関係工場等の届出件数 (県民の生活環境の保全等に関する条例第6 5条第2項によるもの)

(令和5年3月31日現在)

業	種	事	業場	数
区 分	施設の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1のハ	鶏 (3,000羽以上)	1	1	1
2	飼料・有機質肥料製造業	1	1	1
12	化製場	1	1	1
14	ごみ処理場	3	3	3
15	終末処理場	1	1	1
合	計	7	7	7

(3)悪臭防止に係る地域指定

蒲郡市に係る規制地域は市内全域で、図に示すように第1種~第3種の地域に区分されています。



(参考)

6段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい